

インドネシアによる日本産食品の輸入規制の緩和について【追加のお知らせ】  
～東日本大震災関連～

東京電力福島第一原子力発電所事故の後、インドネシア向けに輸出される日本産食品（水産物等を除く）に放射性物質の検査が求められていましたが、インドネシア政府から、40 都道府県産の加工食品及び農産物に対する放射性物質検査報告書要求を解除する旨通知がありました（※加工食品については本年1月27日から施行済み、農産物については本年5月20日から施行予定）。

その後、インドネシア政府から、今回の規制緩和措置に関連して事業者の皆様に留意していただきたい点について追加連絡がありましたので、加工食品や農産物のインドネシア向けの輸出に際しましては、以下の点に十分御注意いただくようお願いいたします。

① 農産物について

5月20日から、植物検疫証明書の添付により輸出が認められている品目については、「植物検疫証明書」に産地の都道府県名の記載が求められます。そのため、事業者の方が各植物防疫所に提出される「植物等輸出検査申請書」（様式第14号）の「産地欄」に、産地の都道府県名を御記入いただくようお願いいたします。

② 放射性物質検査報告書について

7県産（宮城、山形、茨城、栃木、新潟、山梨、長野）の加工食品及び農産物に対する放射性物質検査報告書の添付義務には変更ありません。

放射性物質検査報告書は、インドネシア政府指定の登録検査機関で発行をしていただくようお願いいたします。なお、指定検査機関については、以下に掲載しています。

[https://www.maff.go.jp/j/export/e\\_shoumei/pdf/labo\\_idn.pdf](https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/pdf/labo_idn.pdf)

(1) 令和2年5月19日まで

(証明対象・内容)

対象地域	対象品目	規制内容
7県（宮城、山形、茨城、栃木、新潟、山梨、長野）	加工食品	指定検査機関作成の放射性物質検査報告書を要求（報告書がない場合はインドネシアにて全ロット検査）
47都道府県	牛乳・乳製品、食肉及びその製品、穀物、生鮮果実、生鮮野菜	

(2) 令和2年5月20日以降

(証明対象・内容)

対象地域	対象品目	規制内容
7県（宮城、山形、茨城、栃木、新潟、山梨、長野）	加工食品	指定検査機関（注1）作成の放射性物質検査報告書を要求（報告書がない場合はインドネシアにて全ロット検査）
	牛乳・乳製品、食肉及びその製品、穀物、生鮮果実、生鮮野菜	上記7県以外の40都道府県
食肉衛生証明書の添付により輸出が認められている品目：「食肉衛生証明書」の添付を要求 植物検疫証明書の添付により輸出が認められている品目：都道府県名が記載された「植物検疫証明書」（注2）の添付を要求		

(注1) 指定検査機関（インドネシア政府が指定する放射性物質検査の実施機関）については、以下に掲載しています。

[https://www.maff.go.jp/j/export/e\\_shoumei/pdf/labo\\_idn.pdf](https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/pdf/labo_idn.pdf)

(注2) インドネシア政府は、産地の都道府県名が記載された植物防疫所が発行する「植物検疫証明書」の添付を求めています。そのため、事業者の方が各植物防疫所に提出される「植物等輸出検査申請書」（様式第14号）の「産地欄」には、産地の都道府県名を御記入いただくようお願いいたします。

お問合せ先  
食料産業局 輸出先国規制対策課  
担当者：横田、小山  
代表：03-3502-8111(内線 4346)  
ダイヤルイン：03-6744-7173  
FAX：03-6738-6475